

興亜戦券事情

第五号



昭和二十六年六月  
大政戦務局

商金融の最近の傾向

目

次

一	序 説	一
二	商金融の必要性	一
三	商金融の形態	一
一	(一) 大商社よりメーカーへの金融	一
二	(二) 大企業間の資金利用	一
三	(三) 株式投資の動向	一
四	(四) 大商利得者の商金融	一
五	(五) 所謂高利貸	一
六	(六) 正統金融機関より引出せる商資金	一
七	(七) 戦時商金融の萌芽	一
三	おまけ	一
四	商金融の前途	一



商金融の最近の傾向

序説 商金融の必然性

商金融については種々の事例さえその実体を補綴することは極めて困難であり、既発表の二三の調査報告もこのまゝ正確に現実を捉えているか、多々の疑問があるし、言して総合的統計的にこれを類推することはむしろ危険というべきであらう。

しかしながら、商物資があり、商取引があり、金一物一金の過程が、大規模に圖で行われていく限りそれに伴つて商金融が所在することは間違いないといえる。そしてインフレ・シモン經濟が商金融を拡大して行く過渡であることは次の事情によつても必然的である。

一 インフレの進行は、通貨不安をたかめ、換物の利得を削減し、正規の金融機関の資金流入を阻害し、目下資金引出しを助長すること。随つて正規の金融機関は、相対的に資金の不足に感嘆、貸出については漸次手づまりとなりゆくこと、この現象の法的表現が資金流通準則による貸出制限であり、後順位にある企業は堅い商金融に依存せざるを得ること。

二 インフレの進行 物価高騰は通貨の絶えざる膨脹にもかゝり、わづらぬ資金不足をよびおこすこと、さらに一方インフレの進行過程において、正規のルートによる物資の移動以外にばう大は物資が非常な速度を以て回転し、その間にばう大は資金を要求していること。しかも商取引による高利得は、高利資金の負担を適にひしめないこと。

三

一 大企業も、町工場的メーカーも、いづれも弊債、買収の高騰のため生ずる經營の赤字をカバーするため製造を多く商市場に求めるのであるが、それでもインフレ進行の激化する現任では再生産維持のため絶えず資金難に直面しつゝあること。

二 インフレ利得者の巨額の資金が物價に対する統制強化と物資そのものの減少により、生産買収、投機買収の入手難となること、代面正規の金融機関を利用すれば低利超利を得るのみならず過重課税の便ある甚のたぬ商金融の一大源泉となりゆくこと。

商金融の形態

一 大商社よりメーカーへの金融

民間貿易両用をひかえ活発づいた一流商社が取扱商品のメーカーに対し、買収と共に資金を貸付けることが行はれていく、商社はこの方式により製品を有利な條件で獲得することが出来、メーカーに対し支配的関係をもつに到り内産制家内工業型の新設ともいふべきものである。その資金は自己蓄積資金と共に銀行より借入れたる資金の一部横流しも行われていると思はれる。これは商金利得を直接の目的とせず寧ろメーカーに対する支配力確立を期待するものであるから金融の條件甚は比較的輕いと思はれる。

二 大企業の資金利用

巨大企業中にも資金難に直面して、商資金を利用する者が生じつつある、第一流の紡績会社がソナギ資金として、最近相当多額の商資金を利用した事例があると傳えられている。恐ら

く一口數百円乃至千円に達し期限も相当長く、金利も月五分程度かといわれている。  
その供給者は、会社が商市場に流す商品を取扱ふ大ブローカー關係であらう。そして將來有利に会社より商品を獲得する條件が附帯してゐるだらうことは充分想像出来る。

株式資金の動向  
或る程度によると一時北沢市場に、株式資金として流れて来たが、商資金は十億円に達するといわれているが株式市場の低調は今日では、株式取扱資金として、商資金の利用されてゐる額は十分の一にも達してゐないであらう。

しかし、インフレ進行の激化、市況の如何によつては急激に膨大な資金が株式取扱に流れて行くことは必然的である。

四

大商利得者の商金融

高の内、船場方面の農村向融資を取扱ふ内屋前、ロロオの他、梨大津、岸和田、東郷地方一帯の多數の検査家には承枚料入手、製造販売を一貫して商市場に依存して、綿布、タオル、メリヤス、夏生糸等を製造し、惣大なる商利得を確保したものが多く、これらは、市内今里、磯や神戸方面の第三回入中の大ブローカーと共に主たる商金融の取扱者であらう。

その資金は同業者との友好的關係により融通されるものが多いだらうが同業者又は高利貸手の仲介を通じ、単独取引は共同で第三者大口に融通されることもある。

四

所謂高利貸

金融業者（高利貸）の直接貸付は主として、濠洲商人、小商人に対し、仕入資金として貸付けるもので、信用月賦償還貸付、日賦償還貸付の型をとる、一口当金額も少額でその金利も最も高く、月利利息と手数料（五%〜一〇%）前後を極めて苛酷な條件で融通されるものである。（日歩五、月利十五割というような事例もあつたといわれている）

六

正規金融機関より出る資金

正規の金融機関より必要以上の資金を借入れ、又は自己資金をもつものが借入をなして商金融に廻す事件もあるが今日では融資率則による統制強化と銀行自身の資金不足のためか、多額の資金の融通は比較的減少するものと想われるが、賦法的封鎖引出の方法による金融は相当数に上つてゐるだらう。

又、金融機関の勤務者が窓口を利用して、商金融のブローカー的役割をなし自己の利得をはかる事例は相当あるといわれている。

七

銭莊的金融の萌芽

会社員や、中小業者が数名共同して、専断資金を出資し一応の額にまゝつたものをブローカーを通じて商市場へ流すものがあるといわれている。現在のところ金額も少く、事例も多くないが、中国の銭莊的金融機関の萌芽を萌芽とするれば生面は拓する。

三

本すか 商金融の前途

商物取扱引の強行取締りと、物類そのものの絶対的減少により、正所料や商物取扱の増強がに

日、商賈金と貯蓄の傾向が異なり、後者中小商賈の不振はひきかえ、大商賈者に益々商  
物買を集中し、その支取力を強収しつつあることを更迭せぬい、そして商賈も益々集中し  
取引も巨額となる方向に進みつつある。そのよう傾向に對するものは、注目すべきは前  
節一項及び二項に記載のようは商賈金融の理想であり、又一方極大商賈金が株式不動産売買  
のより投機的傾向に奔求する機を伺ひつつ、購進しつつあることである。かくて漸次商賈金融の  
組織化が促進され、幾許の金融機関、或は連んで他人の資金を受入れ、これを自己の計画で運用  
する幾許銀行の如きもの出現する可能性が在る。  
インフレと固の証券構造が破れぬ限り、商賈金融は益々その金融的支配力を拡大強収し、  
インフレの金融政策を模範しつつ、インフレを破局的段階にみちびく重要因子となつてゆくものと  
思われる。